

## 「前払式支払手段」の払戻しのご案内

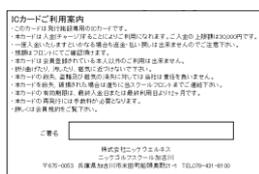
平素は、ニッケゴルフスクール加古川をご利用いただき、誠にありがとうございます。

弊社は、資金決済法に基づく前払式支払手段として、お客様に「ニッケゴルフスクール加古川」をご利用いただくため、株式会社ニッケウエルネス発行の「ICカード」をご利用いただいておりますが、令和7年9月30日の営業をもって「ニッケゴルフスクール加古川」の閉鎖に伴い、ICカードのご利用を令和7年5月31日をもって終了いたしましたので、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき払戻しを行います。

### 1. 払戻し対象の「前払式支払手段」

ニッケゴルフスクール加古川の「ICカード(カード金額残額及びチケット残高)」をお持ちの方を対象に額面金額にて払戻しを行います。(チケットについては、1枚1,650円にて払戻し致します。)

#### ●ICカード(ニッケゴルフスクール加古川)



### 2. 払戻しの申出期間

令和7年6月1日(日)から令和7年9月30日(火)まで

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから除外されます。

### 3. 払戻しの申出方法及び払戻しの方法

払戻しの申出期間中に、「ニッケゴルフスクール加古川」にて払戻しを行います。

お手元のICカードと身分証明書持参の上ご来場願います。必要書類に署名していただき現金にて払戻し致します。

ご本人様以外の方が手続きされる場合は、本人及び手続き者の証明書を持参の上ご来場願います。

つきましては、払戻しの申出期間中にお手数ながら下記連絡先までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

### 4. お問い合わせ及び払戻し申出先

ニッケゴルフスクール加古川

〒675-0053 兵庫県加古川市米田町船頭奥野21-1

電話 079-431-8100 受付時間 午前9時より午後5時(休場日を除く)

#### 【ご注意】

- ① 偽造、変造あるいは毀損されている「前払式支払手段」は払戻し致しません。
- ② ご利用期限を過ぎた残高は払戻し致しません。
- ③ 郵送及び振込での対応はできかねますのでご了承ください。
- ④ 本人確認できる身分証明書をご持参ください。
- ⑤ ICカードのデザインが他事業所のカードと類似していますが対象はニッケゴルフスクール加古川分のみとなります。裏面にてご確認ください。